

「国税通則法の改正」に対する要望書

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

平成 20 年 11 月 12 日
全国青年税理士連盟
会長 菅原祥元
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、若手税理士約 3,000 名により組織されている団体で、国民のための税理士制度、税制を目指して活動し、積極的な提言を行っている。

わが国の国税通則法及び各税法は、「納税の義務」の規定が中心であり、税務行政、とりわけ税務調査手続においては行政裁量に大きく委ねられるところである。このため現状では、課税庁と納税者の間で様々なトラブルを引き起こしており、早急な改善策が必要である。納税者の権利保護については「事前手続」の整備が重要である。当連盟としては、下記の要望について申し述べるものとする。

記

1. 国税通則法第 1 条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すること

現在の国税通則法において「納税の義務」について制定されているが、「納税者の権利」について制定はない。税務行政と納税者の関係は対等、公平である旨法律で規定、保障することで、互いに信頼できると考える。よって、「権利と義務」の両者を国税通則法に制定する必要がある。

他方、行政手続法においては、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」(平成 6 年施行同法第 1 条第 1 項)と制定されている。税務行政手続を規定した国税通則法は行政手続法の特別法であり、整合性を図るうえでも、権利保護規定は必要である。

2. 税務調査手続の規定を整備すること

税務調査は、本来納税者が税額を適正に算定しているか否かを税務当局が確認することを目的とする。その一方で税務調査において、課税庁と納税者のトラブルが多く存在する。そこで国税通則法において特に事前手続についての整備充実を望む。

現行において、事務運営指針「税務調査の際の事前通知について」(事務運営指針：平成 13 年 3 月 27 日 課総 5 - 1) に運用が委ねられている。しかし、実態としては無予告調査等について納税者とのトラブルが多く、運用が適切に行われているか疑問である。税務行政の統一性、納税者の権利・プライバシー保護を目的とした事前通知規定を国税通則法の改正で明文化する旨要望する。無予告調査については慎重に取り扱いをし、その理由について、納税者、関与税理士に説明、通知を必要とする。

その他、納税者の権利擁護を図るために以下の点について要望する。

1. 税務オンブズマン制度の整備について

課税庁職員の納税者に対する対応について苦情を処理する制度として「納税者支援調整官」が平成13年6月に設けられた。しかし、導入された後でも、周知不足及び機能がなされていない状況にある。

制度の周知については、導入前と導入後の苦情事案処理件数について東京国税局管内では、どちらも300件台（税制研究46号記事：2004年8月）であった。近年でも、下記の通り、申告件数、調査件数と比べて利用度は極めて低い。一方、「納税者の税務行政に対する満足度」からの分析でも苦情件数の間に大きく数字の開きがある。以上から開かれた制度とはかけ離れたものといわざるを得ない。

税務行政に対する納税者からの苦情を処理するため、既に諸外国で導入されている税務行政から完全に独立した苦情処理機関、税務苦情処理官（税務オンブズマン）を置かなければならない。

税務オンブズマンは、納税者からの申立を調査し、正当であると認められる時は、税務当局に対し、行為の中止等を勧告できる。

（平成18事務年度における申告件数と調査件数）単位：千件

税目	申告件数	調査件数	実調率（％）
法人税	278.7	14.7	5.27
申告所得税	823.3	79.5	9.65
消費税（法人・個人計）	370.7	17.8	4.80

申告所得税の調査には簡易な接触程度も含み、譲渡所得分については除く

国税庁レポート2008及び報道発表資料より作成

（納税者の税務行政に対する満足度） 単位：％

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
税務相談室における面接相談の満足度	89.4	91.6	91.1	90.9
税務相談室における電話相談の満足度	67.8	67.4	72.9	69.8
職員の応接態度	79.3	78.9	80.0	-
税務署の利用しやすさ	56.2	56.3	61.8	-

数値は、アンケート調査において5段階評価のうち上位2段階を得た割合

財務省「平成20事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」より

（税務相談室における苦情受理件数）

苦情受理件数 1694件 19年度実績（国税庁レポート2008）

苦情受理件数 1341件 17年度実績（国税庁レポート2006）

苦情受理件数 2018件 15年度実績（国税庁レポート2004）

（諸外国における税務オンブズマン制度整備の状況）

国名	年	機関名	周知の方法
イギリス	1993	苦情処理裁定者制度	税務署からの送付物に同封
オーストラリア	1995	税務オンブズマン	納税者権利憲章に明記
フランス	1973	行政斡旋官(メディアトゥール)制度	行政オンブズマン制度内にて運用
アメリカ	1996	納税者権利擁護官制度	納税者に対する通知文章に記載

（元関東学院大学教授 湖東京至氏の資料による）

2. 納税者権利憲章を制定すること

今や納税者の権利保障の制度は多くの国家で整備され「常識」となっている。今後も、外国企業や外国人が日本に多数進出してくることが予想され、日本の税務行政の遅れはその妨げになりかねない。国際的に信頼される「日本の税制」の一つとして、税務行政手続の整備を早急に図る必要がある。

「国税通則法」の改正と併せて、納税者の権利について広く納税者と税務行政側に周知を図る観点より、納税者権利憲章の制定を検討すべきである。

以上